



Headline

- サークュラー・エコノミーを企業戦略に取り入れるための方法
- バイオ素材や廃棄物の活用を助ける国際認証 ISCC
- 「ビジネスと人権」の流れ
- 急増するデータセンターに求められる ESG 対応

サーキュラー・エコノミーを企業戦略に取り入れるための方法

2021年9月のERMのNewsletterで「サーキュラー・エコノミーの実践へ向けて」という記事を掲載しました。限りある資源への依存度と気候変動の影響への関心の高まりから、資源利用を極力抑えながら付加価値を高めるサーキュラー・エコノミー（循環経済、CE）の考え方が世界中で広まっています。CEの原則は、廃棄物や汚染を最小限にし、製品や材料を長く使い続け、自然のシステムを再生することです。

近年、COVID-19や異常気象により脆弱なサプライチェーンは大きな影響を受けています。企業は原料価格の上昇や原材料の安定的な調達に困難となり、これまで以上に製品の生産やサービスを提供することが難しくなっています。また、廃棄物の責任は企業にとってコンプライアンス課題となるだけでなく、重大なブランド・風評・環境安全衛生リスクをもたらします。

企業によるCEへの積極的な取り組みは、これらの課題解決やビジネスリスクの回避だけでなく、経済・社会・環境的な価値の創造による企業評価の向上、ビジネスチャンスの増大といった機会をもたらします。他社との協業を通じ、材料、製品、サービスの価値を最大化し、原材料の安定的かつ効率的な調達が期待でき、かつステークホルダーが求める循環型社会への配慮を示すことができます。

しかし、CEへの具体的な移行には、組織的、財政的、技術的な課題が想定されます。ERMのCE専門家チームは、各企業が抱える課題解決のサポートを行い、CEを企業戦略に効果的に取り入れるための4つのステップを提案します。

- ① 動機と目標の明確化：CEに取り組む動機となる企業目的や、利害関係者が企業に求めるもの、そしてサステナビリティ目標を明確にする。
- ② 優先順位の高い項目の抽出：CEを考慮した企業戦略を推進するため、製品の製造やサービス等の影響範囲を想定し、必要なアクション及びそれらに関連した具体的なツールやサポートを導く。
- ③ アクションプランの策定：効果的な実践計画の策定、実施可能性の精査、ビジネスモデルの転換やそのために有効なツールの検討、そして実現化へのパートナーシップを構築する。また、企業文化をCE配慮型へ転換する。
- ④ 実践：アクションプランの実施状況を数値等で評価し、さらに向上させる。

CEベースのビジネスモデルに移行させるためには、目標を明確にし、データに基づく戦略的な手法が重要となります。各国の法規制やガイドラインに沿った方法を用いること、内外のステークホルダーと堅実なコミュニケーションを図ること、そしてCE移行の初期段階から多面的で専門的な知見を導入することで、効果的かつ長期的なCE実践を図ることが可能となります。

日本企業へのCE関連サービス

ERMはCE支援サービスとして、サプライチェーン監査、LCA、サステナブル調達・認証、製品・サービスのリデザイン、そしてデータのデジタル化や新ビジネスモデル形成支援を含めたCE戦略構築・実践そして脱炭素経営との統合に至る、トータルなコンサルティング業務を提供しています。

(櫻岡 範子)

バイオ素材や廃棄物の活用を助ける国際認証 ISCC

昨今のカーボンニュートラル等の世界的な潮流を背景に、サーキュラーエコノミーの考え方の普及が本格化しています。その実践として、バイオマスやリサイクル原料を用いた製品が拡充していますが、原料の出所や製造・流通過程における課題も海外を中心に取組まれていることから、製品の持続可能性を担保する第三者認証の重要性が認識されつつあります。日本企業とともその影響は大きく、特にグローバル企業においてはここ2、3年のうちに認証取得が欠かせない存在となってきました。今回は中でも最も有力な認証制度であるISCC認証について紹介します。

International Sustainability and Carbon Certification (ISCC—国際持続可能性カーボン認証)は2006年にドイツでスタートした、バイオマス材料及びリサイクル材料等を対象にした認証制度です。この制度は、例えば、石油等の枯渇資源の代替材料として注目されているバイオマス燃料の原料調達からのサプライチェーンにおける環境・社会等の持続可能性を証明します。これまでに100か国以上で30,000以上の証明書が発行されています。

ISCCには、主にISCC EUとISCC PLUSの2つの認証制度があり、ISCC EUはEU域内を対象とし、EUの再生可能エネルギー指令 (RED) や燃料品質指令 (FQD) に準拠したバイオマス燃料であることの証明として活用されています。ISCC PLUSは、EU域外のバイオ燃料や、その他のバイオ素材や廃棄物を原料に使用した製品 (例えば、バイオプラスチック、廃棄物からの再生製品、食品ゴミから生成された燃料等) を対象に、バイオマスやリサイクルの流れをサプライチェーン上で管理する認証制度になります。

この制度はマスバランス (物質収支) 方式の算定システムを採用しており、例えば、バイオマス由来の原料とそうでない原料 (枯渇資源由来の原料等) をブレンドした場合、バイオマス由来の原料の投入量に応じて、最終製品にバイオマス原料の割合を割り当てることができます。この方式は、バイオマス原料分を優先的に割り当てることで、最終製品のうち特定のものを100%バイオマス由来とみなすこともでき、昨今の環境配慮製品の拡大や販促活動としての利点を有しています。マスバランス方式はすでに、パーム油 (RSPO 認証)、木材・紙 (FSC 認証) 等で適用され、今後は複雑な生産工程やサプライチェーンを持つ業種における持続可能性の普及へ向けて、有効な方式となることが期待されています。

ERMでは、ISCC PLUS 認証の取得へ向けたギャップ分析とロードマップ作成、マネジメントシステムの構築支援、マスバランスの考え方と記録方法の助言、認証監査のための文書準備 (英訳含む) とテンプレート記入、取得後の開示方法等、トータルなコンサルティングサービスを提供しています。

(野原浩樹、待場智雄)

「ビジネスと人権」の流れ

「ビジネスと人権」という言葉が国連から世界に発信されてから10年が経過しました。この間で人権をとりまくビジネス環境は大きく変化してきており、人権に関する法制度の整備、また、人権を理由としたサプライチェーン規制強化が進むなど、人権問題は企業の経営面の主要なリスクとなってきております。また、この10年の間で、人権対応に関しては欧米と日本で大きな開きが生じており、対応が遅れている日本企業は人権への取組みの強化が求められています。

これまで、先進諸国を中心にビジネスと人権に関する国別行動計画や法整備が進んでおりますが、これは2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」という)が契機となります。欧米ではこれまでに、2015年の英国現代奴隷法、2017年のフランス企業注意義務法、2019年のオランダ児童労働注意義務法、2021年ドイツのサプライチェーンデューデリジェンス法、2021年ノルウェーの事業の透明性及び基本的人権等に関する法律等が制定されており、また、2021年には、EUのデューデリジェンス法案が承認され、欧州委員会は今後、企業のデューデリジェンスに関するEU指令案を提出し、その成立が見込まれています。このように、欧米では企業に対して人権デューデリジェンスを法的に義務付ける法整備が進められており、各企業は人権デューデリジェンスの実施を含めて、人権への取組みを強化しています。

一方、日本では2011年の指導原則の採択以降の動きは遅く、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定したものの法制化の検討は進まず、日本企業では「ビジネスと人権」という概念の浸透が遅れていると思われる。経済産業省と外務省が2021年9月～10月に実施した日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する調査においても、調査に回答した企業のうちの約半分しか人権デューデリジェンスを実施していない状況です。その理由として人権デューデリジェンスの実施方法が分からないとの声も多く、このような状況を踏まえて、経済産業省は今年の夏までに人権デューデリジェンスの指針を策定する予定となっています。

日本企業への影響

欧米を中心に企業に対して人権デューデリジェンスを法的に義務付ける法整備が進められており、その対象として日本企業を含む外国企業が含まれるケースもあるため、事業活動を行っている対象国の法制度に基づき人権デューデリジェンスの実施が法的に求められる場合があります。また、今後は欧米以外の各国においても人権対応の法整備が進むことが予想されるため、各国の法制度の動向に留意しつつ、社内の人権への取組み体制を強化していく必要があります。

ERMでは、人権対応のアドバイザーサービス、現地専門家による現地調査・監査、ステークホルダーエンゲージメント等のコンサルティング業務を提供しております。なお、3月下旬にはクライアント向けに人権対応に関するウェビナーを予定しております。

(鈴木 洋平)

急増するデータセンターに求められる ESG 対応

日本のデータセンター市場は、日本のデジタルトランスフォーメーションへの関心の高まりとともに、急速に活性化しています。しかし、規制の変更、自主的なネットゼロ目標、企業の ESG 方針などにより、エネルギー使用に対する圧力が高まる中、開発者は開発戦略の中で持続可能性を考慮する必要があります。

電力に関しては、2018年に日本のデータセンターで消費された量は約140億キロワット時(kWh)であり、日本の総電力消費量の約1.4%を占めています。これが今後、6倍の900億kWhとなり、総消費量の10%に相当する見込みです。日本政府はデータセンターの影響をよりクローズアップしており、経済産業省は4月に施行されるであろう「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に基づく「トップランナー制度(ベンチマーク制度)」に基づき、データセンターの省エネ目標を設定すると報道されています。

データセンターでは、省エネに加え、ネットゼロを目指す企業が再生可能エネルギーの調達を検討しており、昨年秋には日本初の企業向け長期電力購入契約が締結されたばかりです。

データセンター企業は、エネルギー管理やGHG排出量への配慮に加え、顧客の要望に応え、影響を管理し、競争力を高めるために自主的なプログラムにも取り組んでいます。これには、廃棄物ゼロの取り組み、節水の取り組み、ブラウンフィールドの利用、地域社会貢献や生物多様性プログラムなどが含まれます。日本国内では、さまざまな課題があるにもかかわらず、戦略的な計画と企業の ESG への取り組みを考慮することで、データセンターの影響を軽減できることが開発者によって証明されつつあります。

ERMは、多くのエネルギーと水を利用するデータセンターの設計から運用にいたるすべてのプロセスにおける ESG 対応に対し、包括的にサポートするコンサルティング・サービスを提供しております。

(Paul Blagbrough)

Newsletter 全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社(以下「当社」とします)が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等(これに限らない)の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等(これに限らない)に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ですが、ERM.JapanNewsletter@erm.comまでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。